

新潟市秋葉区農業委員会 1 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 31 年 1 月 31 日（木）午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (16 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長職務代理者	2 番	平野 榮治
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

9 番	鈴木 儀一
10 番	笠原 綱生

第 2 議事

議案第 29 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 30 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
------	---------------------

報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	五十田 比砂子
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (佐藤局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成30年度1月定例総会を開会いたします。 それでは、小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
事務局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日の委員の欠席はありません。よって、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので9番鈴木委員、10番笠原委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第29号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明

をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 29 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

1 ページからは利用権設定の新規、新津地区 29 件、小須戸地区 22 件、計 51 件、筆数 511 筆、面積 387,915 m²であります。

12 ページからは利用権の更新、新津地区 21 件、小須戸地区 12 件、計 33 件、筆数 161 筆、面積 173,868 m²であります。

19 ページからは売買、新津地区 5 件、小須戸地区 2 件、計 7 件、筆数 27 筆、面積 33,178 m²であります。

21 ページからは利用権の移転、新津地区 12 件、筆数 113 筆、面積 53,989 m²であります

24 ページからは中間管理事業分で、新津地区 5 件、小須戸地区 3 件、計 8 件、筆数 157 筆、面積 118,245 m²であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

26 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は、平成 31 年 2 月 15 日となります。

27 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。

本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 29 号は原案どおり決定しました。
ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長

次に、追加議案の
議案第 30 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてを議題と
します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(五十田主査)

議案第 30 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてご説明い
たします。

追加議案書 1 ページ 1 番をご覧ください。

譲渡人 A 氏、

譲受人 B 氏、

柄目木地区の案件で、吉澤推進委員の担当地区です。

本件は、贈与による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、田 3 筆、約 21.1、畑 1 筆、約 6 m²、計約 21.2 a です。

譲渡人は夫婦で農業経営を行っていましたが、夫の死亡後に管理が困難
になり、知人である譲受人に贈与することにし、譲受人も経営規模拡大の
ためこれを引き受け、今回の申請に至ったものです。

譲り受け人は家族で経営を行っており、水稻を 5.9ha、蔬菜を 12 a、さ
くらんぼ約 14 a 栽培しております。

また、申請地は農振農用地区域外農地で、移転行為の妨げとなる権利を
有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

次に 2 番をご覧ください。

譲受人 C 氏、

譲渡人 D 氏より「贈与による所有権移転」の許可申請を受け付けました。

浦興野地区の案件です。

申請面積は、田 4 筆、約 25 a です。

譲渡人と譲受人は兄弟で、昭和 41 年に相続により申請地を共同所有しま
した。

このたび、耕作している譲受人に所有権を一本化するものです。

譲受人は妻及び子による経営を行っており、水稻を主体として合計

1.9ha 栽培しております。

また、申請地は農振農用地区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はおりません。

本件は昨年11月の案件で、譲渡人、譲受人とも同一案件で、3ヶ月以内に3条申請で呼び出しを行ったことで、経営状況の確認を近い時期で行ったことにより、部会省略案件となりました。

次に3番、4番については同一家族での申請になります。

では3番をご覧ください。

E氏、F氏により「親子間の使用貸借権設定」の許可申請を受け付けました。

申請面積は、畑2筆、40aです。

申請地は、農用地区域内農地です。

設定期間は、平成31年1月31日から平成41年1月30日までの10年間で、農業者年金の関係から、使用貸借権の設定を行うものです。

また本件は、同居家族への使用貸借権設定につき、部会省略案件です。

次に4番をご覧ください。

G氏、F氏により「祖父と孫の間の使用貸借権設定」の許可申請を受け付けました。

申請面積は、田6筆、約74a、畑15筆、1.1ha、合計1.9haです。

申請地は農用地区域内農地です。

設定期間は平成31年1月31日から平成41年1月30日までの10年間で、農業者年金の関係から、使用貸借権の設定を行うものです。

また本件は、同居家族への使用貸借権設定につき、部会省略案件です。

なお、議案第30号の案件はいずれも、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長報告

追加議案、農地法第3条許可申請に関する意見決定1件の調査内容について報告します。

では、追加議案書1ページ1番の案件です。

本件の申請人のB氏の代理人のH氏から申請に至った理由について説明

してもらいました。

それによれば、譲渡人は夫婦で農業経営をしていましたが、一人では難しくなったので、規模縮小するのに借り手を探していたそうです。

大規模の農地は、耕作してくれる人をみつけましたが、今回の申請地は小規模で便も悪く条件が悪いので、なかなか借り手がみつからなかったそうです。

農協からも、耕作放棄地にしないようにと指導されたので、知人である譲受人に贈与することにし、今回の申請をしたそうです。

譲受人が主にやっていますが、将来的には息子さんが後継者としてやっていくそうです。

部会としては、許可になってから申請通りの耕作を行うよう指導し、申請者もこれを承諾しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第30号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画(案)について、

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、

農地法第5条転用届出に関する受理について、

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果について、

事務局
(白川係長)

一括して事務局の説明をお願いします。

議案書の 28 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用配分計画（案）についてであります。

新津地区 7 件、小須戸地区 5 件、計 12 件、筆数 157 筆、面積 118,245 m²であります。

29 ページは中間管理事業による利用権の移転、
新津地区 3 件、筆数 33 筆、面積 17,302 m²であります。

続いて議案書の 33 ページをご覧ください。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。
記載のとおり 36 件受理いたしました。

(五十田主査)

41 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届書の受理についてです。

記載内容のとおり 6 件受理いたしました。

次に、42 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり 1 件受理いたしました。

43 ページをご覧ください。

報告事項、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果については、
例年報告しておりますが地区別にまとめたものです。内容については記載
のとおりです。

なお、詳細につきましては、12 月の総会でご説明したとおりです。

また、これに関連しまして追加での報告になりますが、4 月から委員の
皆様が改選されることから、先日の農地部会におきまして来年度の農地パ
トロール方針案について検討いたしました。

その中で、例年行っておりました違反転用の農地部会での呼び出し指導
については、一昨年・昨年と呼び出しを行いませんでしたが、今年度につ
いては違反転用だけでなく、荒廃農地も含め事務局でリストアップをして
部会でお示ししたところです。

2 月の農地部会で呼び出しをし、結果については 2 月の総会で報告させ
ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで平成30年度1月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小倉 栄造

署名委員 鈴木 儀一

署名委員 笠原 綱生

